

# センターニュース

78号

応援します あなたに笑顔 戻るまで

2026年  
4月30日



犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口

公益社団法人 **被害者支援都民センター**

# 東京都第5期犯罪被害者等 支援計画がスタート

理事長 飛鳥井 望



生成AIの急速な発展と普及に伴い、私たちの生活は一層デジタル情報に支えられるようになりました。出版物においても電子媒体での発信が目立って多くなる中、本「センターニュース」は、本号より、当センターの新ホームページにもデジタル配信をいたします。現在は、ご希望された方へメール配信を行っていますが、読者の皆様には、経費の効率化と利便性向上の観点から、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年3月には、国の「第5次犯罪被害者等基本計画」および東京都の「第5期犯罪被害者等支援計画」が策定され、4月から実施の運びとなりました。都道府県レベルでは、すでに全国で犯罪被害者等支援を目的とした条例が制定されており、区市町村レベルでも全国的には約6割で条例制定されている一方、都内ではまだ7つの区市にとどまっているのが現状です。よりきめ細かな支援を提供するためには、身近な自治体である区市町村レベルでの支援条例が重要であり、都の第5期支援計画でも、区市町村における条例の制定に向けて、都として協力を行うことが明記されています。

都が支援計画の見直しに当たって実施した実態調査の結果では、被害後の心身の状況の変化に関して、うつ状態やPTSD

に関連する症状が高い割合で認められています。また被害後に、近隣住民、捜査関係者、行政窓口担当者からの二次的被害を3～4割の人が経験しており、インターネットやSNSの書き込み等での二次的被害も2～3割の人が経験していました。こうした状況を踏まえ、被害者支援における専門的なトラウマケアの提供にととどまらず、広く関係者が取り組めるトラウマインフォームドケアの推進が強調されています。トラウマインフォームドケアとは、トラウマの知識をもち、「相談者の行動や反応の背景にはトラウマの影響があるのかもしれない」と理解したうえで、相手と関わる姿勢のことです。相手のトラウマに気づくことができれば、再び傷つけることがないよう配慮した対応が可能になります。国や都の計画においても、捜査関係者、行政窓口担当者、教職員に対するトラウマインフォームドケアの知識の普及啓発が重要な目標とされています。

新たにスタートした都の第5期支援計画が実効性あるものとなるよう、私ども都民センター職員一同、東京都、警視庁、東京地方検察庁、三弁護士会、区市町村をはじめとする関係機関・団体の皆様と緊密に連携し、被害者支援のより一層の発展と充実に取り組んでまいります。

## 世田谷区犯罪被害者等支援条例制定にあたって

世田谷区生活文化政策部  
人権・男女共同参画課  
人権・犯罪被害者等支援担当

世田谷区では、令和7年4月より、犯罪被害者等支援条例を施行しました。条例を制定する上で特に留意した点は、理念だけの条例ではなく、条例に基づいた各種支援を担保することでした。支援策を検討するため、これまでの相談事例に基づき、福祉、教育、住宅などの関連所管の係長級を招集し、検討部会を立ち上げました。被害に遭った方たちが活用できる既存支援の洗い出しのほか、将来的にこういった支援があった方がよいのでは、などの議論を毎月1事例ずつ、7か月かけて徹底的に研究しました。この検討部会に興味を示していただき、スポットで参加いただいた、帝京平成大学大塚教授、元上智大学伊藤教授からご助言いただいたことも大きな力となりました。さら

に、被害に遭われた方との意見交換などを行い、世田谷区としての支援策を構築しました。

一方、財源の確保も同時に検討し、その結果、「世田谷区犯罪被害者等支援等基金」も設立しました。犯罪被害者等支援に賛同した方たちから、1年弱で約900万円もの多くの寄附をいただき、本当に感謝しています。この寄附金は、犯罪被害者等支援のために有効に活用する予定です。

また、世田谷区では、条例施行後も、犯罪の被害に遭われた方たちに寄り添った支援を行っていくため、学識経験者などを交えた検討委員会も継続させています。施策の検証のほか、社会状況にあった新たな支援策の検討など、引き続き、取り組んでいきます。

## 豊島区犯罪被害者等支援条例制定に寄せて

豊島区福祉部福祉総務課  
犯罪被害者等相談支援担当

豊島区では、令和7年7月31日に犯罪被害者等支援条例を制定いたしました。本条例制定にあたり、被害者支援都民センターの皆様をはじめ、多くの方々にご意見、ご指導を賜りましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

令和6年度より、人権等を担当する総務部で、関係団体への視察や他自治体の調査等を行い、条例制定の検討を進めてまいりました。そうした中、関東交通犯罪遺族の会（あいの会）の皆様から、日頃相談業務を行っている福祉部で被害者等支援を担当してほしいとのことをご要望をいただき、体制の見直しを行った結果、福祉部を中心とした検討体制へ移行することとなりました。条例の内容や、条例に基づく支援策については、犯罪被害者ご遺族や

支援団体、警察署といった関係団体の皆様とともに検討を重ね、パブリックコメントを実施したうえで制定しております。

令和7年4月には、条例制定に先駆け、相談支援窓口を開設いたしました。豊島区の特徴は、対象をできるだけ広く捉え、寄り添った支援を行うという点で、相談については豊島区民に限らず、どなたでもお受けすることとしております。また、相談者の精神的負担を軽減することを目的としたワンストップ手続きが行えるよう、福祉部を中心とした全庁での連携による支援にも取り組んでおります。

まだ制度が始まったばかりで、検討すべき課題もたくさんありますが、犯罪被害者等支援の更なる充実へ向けて日々努力を続けてまいります。

# 犯罪被害者等支援弁護士制度の運用

日本司法支援センター（法テラス）

関係機関の皆様方におかれましては、日頃から日本司法支援センター（法テラス）の活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。法テラスでは、令和8年1月13日から「犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）」の運用を開始しました。

## 犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援制度）

### ▶ 援助のポイント

- ✓ 被害直後から弁護士に相談したり、様々な対応や手続について活動を依頼したりできます。



【弁護士による対応や手続の例】



法律相談



捜査機関への同行



損害賠償の請求



加害者との示談交渉

原則として**無料**で利用できます。

※ 相手方から一定額以上の金銭等が回収できた場合には、援助にかかる費用をご負担いただく場合があります。

### ▶ ご利用いただける方

#### 👉 援助の対象となる方

被害を受けた**ご本人**

被害を受けた方のご**家族**（配偶者、父母、子、祖父母、きょうだい）

- ※ 令和8年1月13日以降の被害が対象になります。
- ※ 被害を受けたご本人が亡くなっている場合や、ご本人が重大な故障がある場合に、ご家族が利用できます。
- ※ 配偶者には、事実婚を含みません。

#### 👉 援助の対象となる犯罪

- ① **殺人、傷害致死、危険運転致死**など（人を故意に死亡させた罪）
- ② **不同意性交等・わいせつ**など（刑法上の性犯罪が含まれる罪）
- ③ **傷害、危険運転致傷**など（人を故意に負傷させた罪）

- ※ ①と②には、未遂となった場合も含みます。
- ※ ③は、治療期間3か月以上の場合または一定の後遺障害（後遺障害等級第14級以上）が残った場合に限り

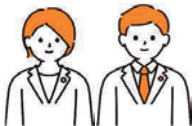
#### 👉 資力の要件

申込者とその配偶者の資力を足した金額が**300万円以下**であること

- ※ 配偶者が事件の相手方である場合など、配偶者の資力を加算しない場合があります。
- ※ 犯罪被害によって支払予定の金銭や、犯罪被害によって受け取った給付金などは、資力から控除します。

### ▶ ご利用の流れ（一例）

（例）



法テラスや関係機関を通じて紹介されたり、ご自身で探されたりして弁護士とつながる



法律相談を受ける



弁護士を通じて法テラスの利用を申し込む



法テラスの援助を利用して弁護士の支援を受ける

（※）法テラス公式YouTube



犯罪の被害にあわれた方やそのご家族は、被害直後から、刑事・民事をはじめとする様々な対応が必要となるものの、精神的・身体的被害によって自ら対応できず、経済的困窮に陥ることにより、弁護士による援助を受けられない方や躊躇する方がいらっしゃいます。このような方々に対し、刑事手続への適切な関与をはじめ、被害の回復・軽減のための法的手段やその他の様々な対応について、原則として法テラスが費用を負担して、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を受けることができる制度です。

専用ダイヤル「犯罪被害者支援ダイヤル **0120-079714**」を設けておりますので、お問合せ先としてご案内ください。また、この援助のほかにも様々な支援制度（※制度や利用方法を動画で公開中）を実施しています。被害の内容やご希望される手続に応じ、一人ひとりのお困りごとに合った支援の形をお探ししています。「どうしよう」と迷ったその時にこそ、まずは法テラスまでお電話ください。

被害者支援は、関係機関との連携が不可欠で重要です。皆様方のご協力のもと、引き続き、犯罪被害者支援に取り組んでまいりたいと存じます。

## こども性暴力防止法について

公認心理師 齋藤 梓

こども性暴力防止法（正式名称：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が、2026年12月25日より施行されます。私は法律の専門家ではありませんが、施行準備委員会に関わっているため、少し説明をさせていただきます。

この法律は、主に子どもに対して教育や保育を提供する場で、大人から子どもへの性暴力を防止するために作られた法律です。法律の施行後、学校や認可保育園などは「義務対象事業者（法定事業者）」となり、こども性暴力防止法を遵守することが義務となります。学習塾やスポーツクラブなどは、希望して制度を整えた場合に、国の認定を受け「認定事業者」となることができます。

法律の大きな目的は、「性暴力の予防」・「性暴力が発覚した時の適切な対応」・「再犯の防止」です。「性暴力の予防」として、事業者は、従事者や児童、保護者に対する研修・教育の実施、服務規律や施設の整備をしなければなりません。「適切な対応」としては、性暴力の早期把握、相談体制の整備、関係機関との連携が求められます。そして「再犯の防止」としては、特定性犯罪前科の確認が行われます。従事者が大人や子どもに対して性犯罪を行い、罰金以上の刑が確定した人かどうかの確認が行われ、特定性犯罪前科がある場合、その従事者は子どもに接する業務に就くことができなくなります。もちろん、特定性犯罪前科という、大変繊細な個人情報扱う法律ですので、事業者には、厳密に情報を管理する義務が発生します。

法律の及ぶ範囲が大きく、そして複雑な点もありますので、もしよろしければ、こども家庭庁の「こども性暴力防止法」のウェブサイトをご覧ください。そこには、説明動画やガイドラインなどが掲載されています。

## 途切れない被害者支援を実現するために

日本マクドナルド株式会社 顧問 大橋 良則

懸命に日々を生きる人たちが笑顔で安心して暮らせるように見守り、寄り添うこと、そして助けを求める人には温かい手を差し伸べることが警察の使命です。しかし、思いがけず、犯罪に巻き込まれてしまうこともあります。そのような時、警察は数多の困難があろうとも「被害者のため」、この一念で敢然と立ち向かいます。警察官誰もが被害者の無念を想い、それをエネルギーにして突き進みます。私も多くの捜査に従事する中で、被害者への想いが揺らいだことはありません。管理職員になって以降は、被害者に「目・気・心」を配り、十分な被害者支援がなされているかの確認を怠らないよう努めてまいりました。

光陰矢の如し…。私にも警察官としての最後の年がやってきました。最終の職は第四方面本部長です。ここでは警察官としてやり残したことはないかを考える時間がありました。部内外の同僚・友人と話す中で、ホンデリング・プロジェクトにたどり着きました。警察官の通勤のお供は「本」です。読み終えた本を寄付することが被害者支援活動につながるという素晴らしい制度に参画しない理由はない！と即断しました。まずは第四方面本部員に賛同を得るとともに、管下九つの警察署にも協力を依頼、共に取り組むことになり、現在に至っています。その様子は、センターニュース73号（2024年8月30日発行）の11頁に掲載されており、とても眩しく映りました。

そして、2024年8月、警視庁を退職しました。退職後も国家の安寧を願いつつ国民の安全を護るという志は変わりません。そのような中、ご縁をいただき、現在は日本マクドナルド株式会社で働いています。マクドナルドは、日本で最も愛されるレストラブランドであり続けることを目指しています。全国に約3千店舗を展開し、店舗では、「お客様の笑顔が満ち溢れる」空間づくりを目指し、およそ22万人のクルーが一丸となってホスピタリティあふれるサービスを提供しています。また、「ドナルド・マクドナルド・ハウス」の支援を通じて病気の子供とその家族を笑顔にするチャリティ活動や、子供の安全を守るための「こども110番の家」活動など、安全で安心な活気ある街づくりを目指した地域貢献活動を行っています。このように、地域に暮らす人々を応援し、寄り添い、笑

顔にできるマクドナルドだからこそ、より一層社会貢献活動に取り組むことができる底力があると感じています。

被害者支援活動では、かねてから被害者支援都民センターの賛助会員としてその活動の一翼を担っています。このたび、同センターからご指導をいただき、ホンデリング・プロジェクトに参画することから更なる一歩を踏み出しました。関係機関・団体が連携して行っている途切れない被害者支援を実現するため、弊社の特長を生かしつつ、支援の空白地帯が生まれぬよう、マクドナルドのシンボルであるゴールデンアーチの輝く光で、社会の隅々を照らし続けてまいります。



日本マクドナルド(株)の社長トーマス・コウ(写真右)と筆者(写真中央奥)と家族(長男妻と孫) 2025.7.25ファミリーデーで撮影

## 直接的支援実地研修を終えて

被害者支援センターえひめ 伊藤 奈々

5日間の研修を受けさせていただき、たくさんの学びがありました。都民センターにおける通常業務の中では、疑問を疑問のまま残さないための体制ができあがっており、素晴らしい体制だと感じました。心理職の講義では、犯罪被害者が直面する被害による影響を学び、都民センターが提供する心理療法についても教えていただきました。この部分は当県における今後の課題だと思います。

個人的に一番勉強になったのは、電話相談ロールプレイとその振り返りでした。逐語記録作成と振り返りで客観的に自分の応答状況を確認し、都民センターの方から丁寧にご指導いただいたことで、自分の声の早さやトーン、つい先々のことを考えて相手を質問攻めにしてしまう自分の傾向などがよくわかり、対応の改善方法などを学ぶことができました。

初回の電話相談で確認すべき必要事項を整理することができ、また、会話の中で、相談者が今思っている気持ちに焦点を当てて、そこに寄り添っていくことの重要性を改めて認識できました。支援を行う上で重要といつも言われる「寄り添う」ということについて、どのような言葉がけがそれに当たるのか、どのようなタイミングで行うべきか、どのような声のトーンがよいのかなど、実際の自分の対応と照らし合わせて具体的に実地で学べたことは、私にとって、とても大きな収穫でした。

今回の研修で得た様々な学びと貴重な経験を、今後の業務に生かしていきたいと思います。



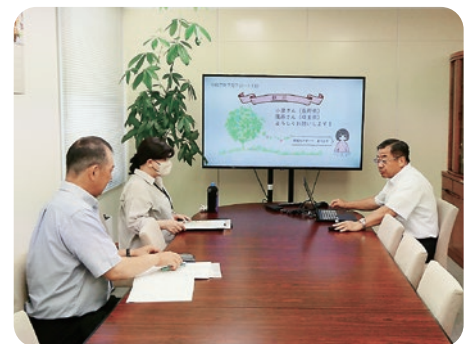
長野犯罪被害者支援センター 小泉 寛

緊張しながら足を踏み入れた都民センターでしたが、職員の皆さんが自然に、温かく迎えてくださり、少しホッとしました。5日間の研修は、すべてが新鮮で貴重な体験でした。特に自身にとって学びとなり印象に残ったのは、「電話相談ロールプレイ」です。相談員の方とロールプレイを行い、録音した音声から逐語録を作成すると、相手の話に巻き込まれ必要な情報をほとんど聞き出せていないことに愕然としました。

後日行った振り返りでは、流れを一つひとつ追いながら、「どンドン話す人だと情報を聞き出すタイミングを失う。このタイミングで被害内容を聞いた方がいい。」「ここで気持ちを語っているんだから、丁寧に受け止めたらよいのでは。」「被害の情報を聞き取れないまま進むと、思い込みが生まれる。思い込みは危険。」などと丁寧にアドバイスしていただき、自分の未熟な点やクセを知ることができました。

また、公判付添支援実習では、東京地方裁判所での傍聴記録作成を体験しました。記録した後の振り返りでは、記録のまとめ方の留意点などを学びましたが、コツをつかむためには、トレーニングを繰り返していく必要があると感じました。

今回の研修を通して、それぞれのセンターの対応の違いなどを知ることができたほか、ほかのセンターの方との顔の見える関係を作ることの大切さも理解できました。今回の学びを生かして適切な支援を行えるように、更に精進を重ねてまいります。



## 令和7年度 第2回理事会

2月19日(木)、令和7年度第2回理事会をオンラインで開催しました。内容は、以下の通りとなります。

### 審議事項

- (1) 第1号議案 「令和8年度事業計画書」(案)に関する件
- (2) 第2号議案 「令和8年度収支予算書」(案)に関する件
- (3) 第3号議案 「令和8年度資金調達及び設備投資の見込みについて」に関する件
- (4) 第4号議案 「公益社団法人被害者支援都民センター職員給与規程の一部改正」(案)に関する件

### 報告事項

- (1) 「顧問の交代」について
- (2) 「理事の辞任」について
- (3) 「新公益法人制度」について
- (4) 「代表理事及び業務執行理事の職務執行状況」について

いずれも原案どおりにご承認をいただきました。



理事長 飛鳥井 望

## 犯罪被害者支援セミナーのお知らせ

6月6日(土)、「犯罪被害者支援セミナー」を開催します。

本セミナーでは、犯罪の被害にあわれた方がおかれる現状、社会の犯罪被害者支援の取組や被害者支援都民センターの支援状況をお伝えしています。犯罪被害者の支援にご興味をもっていただき、支援の輪が広がることを目的としています。

詳細につきましては、当センターホームページをご参照ください。右下の二次元コードからホームページへ移動できます。お申し込みは、ホームページのご意見・お問合せフォームからお願いいたします。

皆様のお越しをお待ちしています。



前回の様子

申込みは  
こちら↓



相談・支援は無料です

03-3222-9050

月・木・金 9:30～17:30  
火・水 9:30～19:00

(※祝日・年末年始はお休みです)

メール相談は  
こちらから



## 2025年度 ステップアップ研修を受講して

公益社団法人被害者支援都民センターが主催する「2025年度 ステップアップ研修（全5回）」を受講しました。この研修では、同センターに所属する犯罪被害相談員、公認心理師、日本弁護士連合会 犯罪被害者支援委員会委員を務める弁護士宮川倫子氏を講師に招き、被害者支援の基礎、支援内容、司法分野、広報活動の重要性等を講義やグループワークを通じて学ぶことができました。

研修の中で「犯罪被害者支援キャンペーン 2025」に参加し、ふと立ち寄られてパネル掲示をじっくり眺められる方や、被害者の方の講演を聞かれた方から、「被害者支援という分野があるんですね。」と声を掛けられ、「被害者支援を知る・知ってもらう」という一歩がとても重要であると感じました。

今年度の受講生は様々なバックグラウンドを持っており、積極的に被害者支援について考える方が多く、研修をきっかけに被害者支援が地方自治体でも広がっていること、一方でその広がりにはまだまだ壁が多いこと、今の自分にできること等、考え、感じたことを意見交換しました。専門的な話も受講し、受講生同士の交流もあったことで、今後、自分にできることを考えられる、とても有意義な研修になりました。



研修の様子

## 都民センターでの研修を終えて

東京地方検察庁 検察事務官 加藤 若菜

都民センターの皆様には、御多忙の中、毎年度の実地研修を受け入れていただき、ありがとうございます。

本研修では、検察庁でお世話になっている付添支援やカウンセリング等だけではなく、都民センターの職員の方々がやっている幅広い支援について学ぶことができました。特に印象的だったのは、自助グループの運営や刑務所でのグループワークなど、事件後も何十年にもわたって行っておられる支援活動です。これらは、都民センターでなければできない支援活動であり、また、被害者の方々にとって大変大きな支えになるものだと実感しました。

上記の他にも、日常の様々な支援活動を拝見することで、検察庁の視点とは別の角度から被害者支援を改めて考えることができ、大変勉強になりました。今後は、今回の研修で得た知識を生かし、被害者の方の心情や負担の軽減への気配りを常に行い、より一層丁寧な支援を行っていきたいと思います。

引き続き、御協力のほどよろしくお願いいたします。

## 新スタッフの紹介

4月1日付で着任し、総務課員として勤務をさせていただきます村上義徳と申します。前職（警視庁）では、40年5カ月勤務をさせていただきましたが、被害者支援の仕事に携わるのは初めてであり、被害者支援の重要性と難しさを実感しております。

被害者支援都民センターで勤務をさせていただくご縁を大切に、被害者やご遺族の方々の気持ちに寄り添うとともに、回復のための支えとなれるように、総務課員として努めていきたいと思っておりますので、微力ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

## 新入会 (2025年12月～2026年3月) 当センターにご入会いただき、ありがとうございました。

### 【団体】

人力車 えびす屋浅草

(敬称略)

## ご寄附 (2025年12月～2026年3月) 当センターにご寄附を賜り、ありがとうございました。

### 【個人】

飯田 和典 齋藤 翔太  
 井草 実瑠 佐々木 杏理  
 大鳥 安紀子 佐野 みづゑ  
 大野 佑樹 清水 芽衣  
 小川 貴仁 滝田 昌弘  
 小川 弥生 竹内 進  
 上池 純代 谷口 直紫  
 上池 敏子 長野 勝英  
 上池 洋代 森岡 啓  
 木下 佐代子 吉田 幸弘  
 小島 昭男

### 【団体】

ウィル・パワーグリッド株式会社 手打ちそば 十和田  
 警備業TOKYOチャリティゴルフの会 日油株式会社  
 光明理化学工業株式会社 野方警友会  
 有限会社小日向葬儀社 ひめしゃら法律事務所  
 桜みらい法律事務所 ブランド村  
 三和バンドサービス株式会社 お好み焼 祭ばやし  
 世田谷区保護司会北沢分区 ヨコカワ会  
 調布くすのき法律事務所 凌友支援の会  
 東京九段ライオンズクラブ (五十音順・敬称略)  
 医療法人社団等々力内科クリニック 警視庁田園調布警察署  
 医療法人社団等々力内科クリニック患者様 田無警察署  
 トーヨーベンディング株式会社 日野警察署

募金箱・匿名の方からも、ご寄附をいただいております。

## ホンデリング・プロジェクトによるご寄附 (2025年11月～2026年2月)

### 【個人】

青木 正司 日本マクドナルド株式会社  
 太田 美恵子 練馬区人権・男女共同参画課  
 木村 友実 日野市役所セーフティネットコールセンター  
 染谷 明宏 陽果会 小島和子  
 西沢 規子

### 【団体】

警視庁第一機動隊 高井戸警察署  
 地域指導課 浅草警察署  
 第二自動車警ら隊 蔵前警察署  
 警察学校 亀有警察署  
 第四方面本部 小松川警察署  
 丸の内警察署 葛西警察署  
 麻布警察署 立川警察署  
 牛込警察署 東村山警察署  
 戸塚警察署 調布警察署  
 四谷警察署 青梅警察署  
 杉並警察署

(五十音順・敬称略)

匿名の方からも、ホンデリング・プロジェクトによるご寄附をいただいております。

## 本でできる支援がある

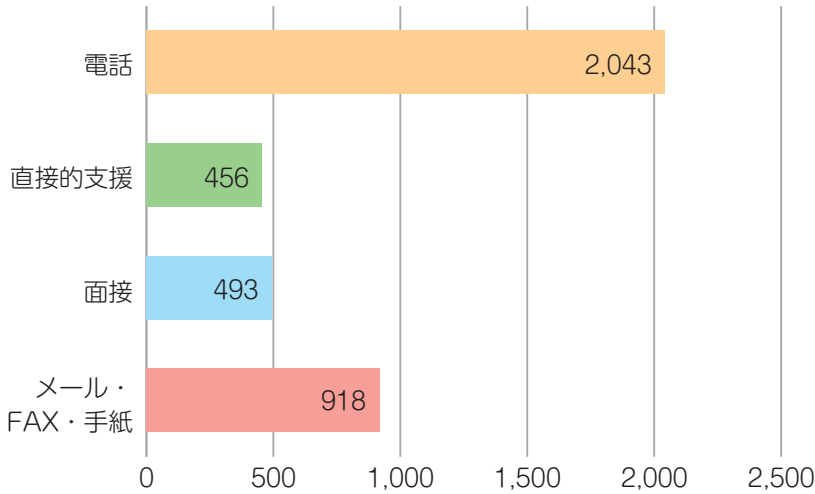
この「ホンデリングプロジェクト」では  
 書籍を寄付していただくと、その本の売却代金の一部が  
 犯罪の被害にあわれた方への支援活動に役立ちます。  
 ご家庭で読み終わった本や、いらなくなった本はありませんか？

詳しくは  
 こちら↓

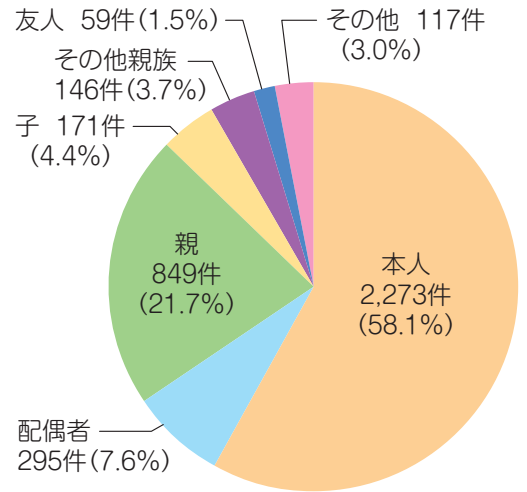


# 相談受理状況 (2025年10月～2026年3月) 合計【3,910件】

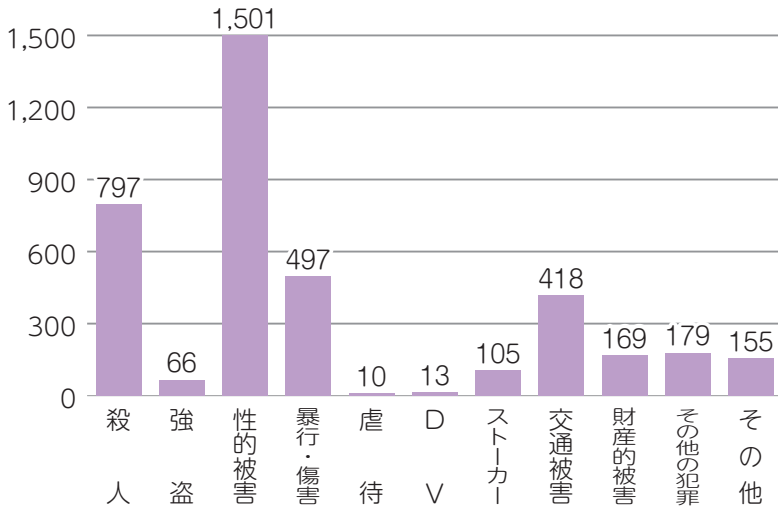
## 相談手段



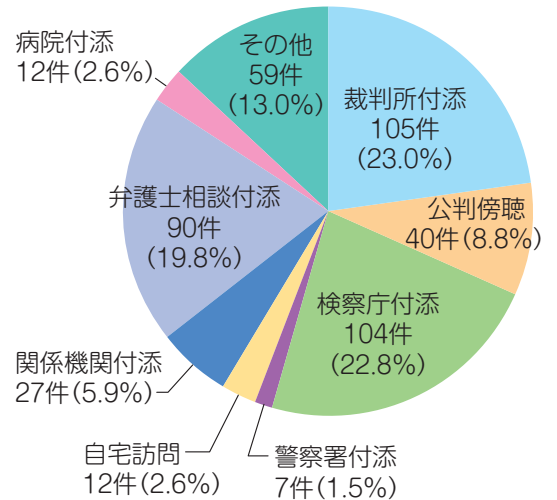
## 相談者と被害者との関係



## 被害内容



## 直接的支援内容



## インドネシア共和国 証人・被害者保護庁 副委員長 スシラニングティアス氏 ほか3名 視察

2025年12月3日(水)、インドネシア共和国から証人・被害者保護庁 (LPSK) の方々が、当センターを視察されました。スシラニングティアス氏が、自らメールを送ってこられたのが、10月14日。突然のことに驚きましたが、英語堪能な職員の力を借りてやりとりを重ね、当日に至りました。今回センターにつながったのは、4年前に来訪されたインドネシア国家警察少佐や、お世話になった大学教授からの助言があったそうです。視察のときには、警視庁の犯罪被害者支援官や東京都総務局人権部の課長、太田達也理事 (慶應義塾大学教授) にも同席していただき、多くの情報交換を行うことができました。



スシラニングティアス氏 (前列左から3人目)

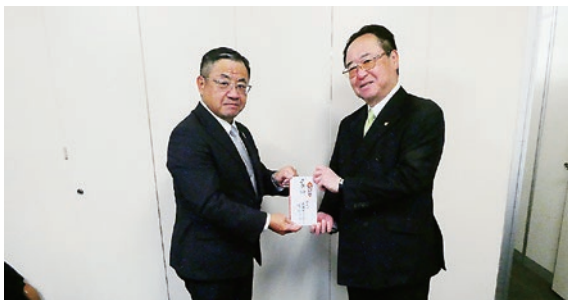
# 各種活動状況 (2025年12月～2026年3月)

## 12月

- 1日 ●司法修習生 野村篤史氏 研修 (～5日)
  - 東京地方検察庁 検察事務官 加藤若菜氏 研修 (～12日)
  - 関東管区警察学校 警部補任用科 講義 (佐藤清志氏・菅野)
- 2日 ●警察大学校 警部任用科本課程 講義 (高田香氏)
  - 警察庁 交通事故被害者サポート事業 交通事故被害者等支援に関する意見交換会 (岩手県 盛岡市中央公民館) 出席 (中土)
  - 東急バス(株) 安全運転教育(同 教育センター) 講演 (佐藤清志氏)
  - 自助グループ (阿久津・成澤)
- 3日 ●市原刑務所「被害者の視点を取り入れた教育」参加 (清澤 郁子氏・佐藤清志氏・佐藤)
  - 警視庁日野警察署「犯罪被害者支援ネットワーク講演会」講演 (岩瀬裕見子氏)
  - 警視庁野方警察署「犯罪被害者支援ネットワーク講演会」講演 (高田香氏)
  - インドネシア共和国 証人被害者保護庁 副委員長長 Susilani ngtias氏ほか3名 視察
- 4日 ●警視庁立川警察署「命の大切さを学ぶ教室」(あざさ第一高等学校立川キャンパス) 講演 (高田香氏)
  - 全国ネット「犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座」(東京学芸大学) 講演 (佐藤咲子氏)
  - 事例検討 (飛鳥井)
- 5日 ●全国ネット 支援活動責任者研修(機械振興会館) 出席 (佐藤)
  - 全国ネット「犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座」(中央大学法学部) 講演 (岩瀬裕見子氏・阿久津)
- 7日 ●法務省 全国矯正展(東京国際フォーラム) 参加 (菅野)
- 8日 ●矯正研修所 任用研修課程高等科研修 講義 (中土)
  - 大田区保護司会 被害者支援関係講習会(更生保護サポートセンター) 講演 (小島あい氏・佐藤)
  - 第8回直接的支援実地研修 (青森)(～12日)



- 9日 ●内閣府 交通安全指導者養成講座(アルカディア市ヶ谷) 講義 (中土)
  - 東急バス(株) 安全運転教育(同 教育センター) 講演 (佐藤清志氏)
  - 警備業TOKYOチャリティゴルフの会 寄附受領 (菅野)



- 10日 ●内部研修 (弁護士：濱口文歌氏)
  - ステップアップ研修 (弁護士：宮川倫子氏)(阿久津・佐藤・小林・松田・関・白坂)



- 江東区・警視庁深川・城東・東京湾岸警察署合同 犯罪被害者支援キャンペーン(豊洲文化センターギャラリー) 参加 (菅野)



- 11日 ●事例検討 (飛鳥井)
  - 港区 人権週間記念講演と映画のつどい(港区立男女平等参画センター リープラ) 出席 (阿久津)
- 12日 ●警察大学校 警部任用科特別短期課程 講義 (佐藤咲子氏)
  - 警視庁小平警察署「命の大切さを学ぶ教室」(白梅学園高等学校) 講演 (佐藤清志氏)
  - 東京都 区市町村窓口訪問(墨田区) (児玉)
- 16日 ●東急バス(株) 安全運転教育(同 教育センター) 講演 (佐藤清志氏)
  - 警視庁麴町警察署員 見学 (菅野・大野・白坂)



- 17日 ●事例検討 (大澤・廣川進氏)
  - 警視庁本所警察署「命の大切さを学ぶ教室」(墨田区立錦糸中学校) 講演 (岩瀬裕見子氏)
  - 東京家庭裁判所 有免許者事故講習 講演 (田中和枝氏)(渡會・田中)

- 18日 ●事例検討 (飛鳥井)
  - 陸上自衛隊 飲酒運転防止に関する講話(同練馬駐屯地) 講演 (佐藤清志氏)(阿久津)
  - 全国ネット「犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座」(早稲田大学法学学術院) 講演 (田中和枝氏・石井)
  - 警視庁赤羽警察署「命の大切さを学ぶ教室」(北区立浮間中学校) 講演 (中土)(渡會)

# 1月

18日 ●ミニ・生命のメッセージ展inなかの(中野区役所1階ナカノバ) 参加 (菅野・望月・白坂)



19日 ●全国ネット「犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座」(東京大学) 講演 (小島あい氏・木村)

●帝京大学法学部法律学科4年生 新田直央氏・福岡優生氏 見学 (児玉)



●警視庁巣鴨・池袋・目白・滝野川・板橋・浅草・城東・小松川・三田・東京湾岸警察署合同 犯罪被害者支援キャンペーン(巣鴨地藏通り商店街) 参加 (菅野・大野・白坂)



20日 ●警視庁犯罪被害者支援室 被害遺児招待イベント ももいろうクリスマス2025(さいたまスーパーアリーナ) 参加 (岡地)

22日 ●警視庁深川警察署「命の大切さを学ぶ教室」(都立大江戸高等学校) 講演 (高田香氏)

●警察庁 交通事故被害者サポート事業 検討会(オンライン) 出席 (中土)

●関東管区警察学校 巡査部長任用科 講義 (菅野・中土)

23日 ●ヨコカワ会 寄附受領 (菅野)



25日 ●事例検討 (飛鳥井)

●東京都 区市町村窓口訪問(あきる野市) (木村)

7日 ●ステップアップ研修 (成澤)(佐藤・小林・松田・関・白坂)



8日 ●事例検討 (飛鳥井)

●東日本成人矯正医療センター 被害者の視点を取り入れた教育 講義 (佐藤清志氏・小林)

10日 ●公認心理師の会 被害者支援研修 講義 (深迫祥子氏)

13日 ●全国ネット「犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座」(明治学院大学) 講義 (田中和枝氏・佐藤)

●自助グループ (阿久津・成澤)

14日 ●東京家庭裁判所 有免許者事故講習 講演・座談会 (佐藤清志氏・岡地・石川)

●渋谷区犯罪被害者等支援のあり方検討会(渋谷インクルーシブシティセンター) 出席 (阿久津)

●東京都 区市町村窓口訪問(練馬区) (木村)

●東京九段ライオンズクラブ 寄附受領 (菅野)



15日 ●内部研修 (法政大学: 廣川進氏)

●事例検討 (飛鳥井)

16日 ●日本司法支援センター東京事務所 地方協議会(オンライン) 参加 (阿久津・佐藤ほか)

17日 ●犯罪被害者等支援の会オリーブ 講演会(狭山市市民交流センター) 参加 (菅野)

19日 ●第9回直接的支援実地研修 (神奈川・岐阜・港区) (~23日)



20日 ●東急バス(株) 安全運転教育(同 教育センター) 講演 (佐藤清志氏)

21日 ●事例検討 (大澤・伊藤富士江氏)

●警視庁練馬警察署「命の大切さを学ぶ教室」(山崎学園富士見中学校) 講演 (高田香氏)

- 22日 ●事例検討 (飛鳥井)
- 23日 ●荒川区 犯罪被害者等支援に関する講演会 講演 (田中和枝氏・石井)
  - 東京三弁護士会多摩支部 司法修習生に対する選択型修習プログラム(多摩ひまわりホール) 講義 (佐藤清志氏)
  - 品川区「犯罪被害者等支援に関する研修会」および「人権問題講演会」(同区役所) 講義 (小島あい氏・佐藤)
- 27日 ●法務総合研究所 保護局関係職員高等科研修 講義 (佐藤)
- 29日 ●事例検討 (飛鳥井)
  - 東京都犯罪被害者支援連絡会 総会(オンライン) 出席 (飛鳥井・菅野)

## 2月

- 2日 ●全国ネット フィンランド・イギリス海外調査事業報告会(オンライン) 参加
  - 警視庁 犯罪被害者支援専科(目黒庁舎) 講義 (大野)
- 3日 ●自助グループ (阿久津・成澤)
  - 東京都 犯罪被害者等支援を進める会議(都庁) 出席 (阿久津)
  - 東急バス(株) 安全運転教育(同 教育センター) 講演 (佐藤清志氏)
  - 内部研修 (齋藤)
  - 東京都行政書士会暴力団等排除対策委員会「令和7年度被害者支援シリーズ基礎研修」(東京都行政書士会館) 講義 (菅野)
- 4日 ●市原事務所「被害者の視点を取り入れた教育」参加 (清澤郁子氏・佐藤清志氏・小林)
- 5日 ●事例検討 (飛鳥井)
- 9日 ●東京三弁護士会 犯罪被害者支援に関する講演 (佐藤)
  - 世田谷区犯罪被害者等支援検討会(梅丘パークホール) 出席 (阿久津)
- 10日 ●全国ネット 関東甲信越ブロック支援活動責任者交流会議(オンライン) 出席 (阿久津)
  - 警視庁中央・築地・三田・東京湾岸・麻布・赤坂・愛宕・高輪・池上・蒲田・牛込・新宿・戸塚・四谷・目白・池袋・巣鴨・滝野川・板橋・浅草・深川・城東・本所・亀有・葛飾・小岩・葛西警察署 合同犯罪被害者支援広報啓発活動(日蓮宗柴又帝釈天題経寺) 参加 (菅野)



- 12日 ●事例検討 (飛鳥井)
  - (仮称)港区犯罪被害者等支援条例在り方等検討委員会(同区役所) 出席 (阿久津)
- 13日 ●中野区健康福祉部主催研修「犯罪被害者等支援」(オンライン) 参加
- 14日 ●警視庁葛飾警察署「命の大切さを学ぶ教室」(葛飾区立高砂中学校) 講演 (高田香氏)
- 16日 ●東京高等検察庁管内検察事務官専修科研修 講義 (小島あい氏・木村)
  - 法務総合研究所 検察事務官高等科研修 講義 (石井)

- 16日 ●第10回直接的支援実地研修 (北海道・福岡) (~20日)



- 17日 ●警察庁 交通事故被害者サポート事業 検討会(オンライン) 出席 (中土)
- 18日 ●東京家庭裁判所 有免許者事故講習 講演 (田中和枝氏・石井・松田)
  - ステップアップ研修 (小林・松田)
- 19日 ●令和7年度 第2回理事会(オンライン)
  - 事例検討 (飛鳥井)
  - 関東管区警察学校 警部補任用科 講義 (佐藤清志氏・菅野)
- 20日 ●犯罪被害者支援関連団体と東京三弁護士会犯罪被害者支援に関する協議会との懇談会(弁護士会館) 出席 (阿久津・大野)
- 26日 ●事例検討 (飛鳥井)
- 27日 ●警察大学校 警部任用科本課程 講義 (佐藤咲子氏)
  - 警察大学校 交通安全活動専科教養 講義 (中土)
  - 東京都犯罪被害者等総合支援会議(都庁) 出席 (阿久津・佐藤・大野・白坂)

## 3月

- 2日 ●警視庁高尾警察署「犯罪被害者支援ネットワーク講演会」講演 (佐藤清志氏)
- 3日 ●自助グループ (阿久津・成澤)
  - 警視庁城東警察署「命の大切さを学ぶ教室」(江東区立亀戸中学校) 講演 (高田香氏)
  - 東急バス(株) 安全運転教育(同 教育センター) 講演 (佐藤清志氏)
- 4日 ●内部研修 (元上智大学:伊藤富士江氏)
- 5日 ●事例検討 (飛鳥井)
- 6日 ●関東管区警察学校 巡査部長任用科 講義 (菅野・中土)
- 7日 ●秩父別町認定こども園くるみ 交通安全に関する講話 講演 (高田香氏)
- 9日 ●東京三弁護士会多摩支部 犯罪被害者支援委員会(多摩ひまわりホール) 講義 (中土)
  - 警視庁犯罪被害者支援室「犯罪被害者支援実務研修」(新橋庁舎) 講義 (菅野)(&13日)
- 10日 ●警視庁葛西警察署「命の大切さを学ぶ教室」(江戸川区立西葛西中学校) 講演 (佐藤清志氏)
- 11日 ●警視庁小金井警察署「命の大切さを学ぶ教室」(国分寺市立第五中学校) 講演 (高田香氏)
  - 東京家庭裁判所 有免許者事故講習 講演 (田中和枝氏・岡地・石川)
  - 警視庁犯罪被害者支援室「犯罪被害者支援実務研修」(新橋庁舎) 講義 (大野)・聴講 (白坂)
- 12日 ●事例検討 (飛鳥井)
  - 東京拘置所「被害者心理解指指導」講演 (清澤郁子氏)
  - 山梨県警察「命の大切さを学ぶ授業」(甲府市立北中学校) 講演 (岩瀬裕見子氏)

- 13日 ●警察大学校 警部任用科特別短期課程 講義（高田香氏）  
●警視庁青梅警察署「命の大切さを学ぶ教室」（青梅市立泉中学校）講義（板垣萌氏）
- 17日 ●事例検討（大澤・熊谷明彦氏）  
●東京都犯罪被害者等総合支援会議（書面開催）
- 19日 ●事例検討（飛鳥井）
- 24日 ●東急バス（株）安全運転教育（同 教育センター）講演（佐藤清志氏）  
●内部研修（法政大学：廣川進氏）
- 26日 ●（仮称）港区犯罪被害者等支援条例在り方等検討委員会（同 区役所）出席（阿久津）  
●事例検討（飛鳥井）
- 27日 ●東京都 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業に係る連絡調整会議・同専門家懇談会（都庁）出席（阿久津・佐藤・大野）

- 28日 ●警視庁犯罪被害者支援室 被害遺児招待イベント アルバルク東京対三遠ネオフェニックス（トヨタアリーナ東京）試合観戦（白坂）



## 感謝状贈呈

お写真がない方も含めて、ご支援いただいたすべての皆様へ感謝を申し上げます。



警備業TOKYOチャリティゴルフの会 様



ヨコカワ会 様

## ホームページ リニューアルしました



2024年秋、様々なご縁があって、ホームページをリニューアルできる機会を得ました。偶然にも、翌年はセンター設立25周年を迎える年で、記念事業として行おうということになりました。ホームページは、長らく懸案事項ではありましたが、簡単なことではなかったので、リニューアルするための制作会社が決まっても、先が読めない感じでした。

2025年春から、本格的に新しいホームページを作るための会議が始まりました。毎月開かれる会議と、制作を進めるために提出しなければならない課題（のようなもの）の期限があり、それに追われる1年でした。メインメンバーは、世代も個性も異なる3名でしたが、お互いにならないところを補い合う日々でした。

ホームページを作るにあたり、犯罪被害という重いテーマをどう伝えるか、ということに苦心しました。「多くの方々にメッセージが届くように」という視点もふまえ、バランスをとりつつ、ページのテイストを考えていきました。

そのような日々を重ねつつ、2026年春が来て、いよいよ公開となりました。一人でも多くの方にご覧いただきたいですし、公開は終わりではなく始まりです。様々な意見・感想を、今後に生かしていきたいと思っています。まずは、新しいホームページをご覧ください。

さいごに、リニューアル実現に向けて、ずっと一緒に走ってくださった制作会社の皆さまに、心から感謝を申し上げます。



## 会員の特典

- 会員証の発行
- 寄附行為による税制上の優遇
- 表彰制度
- 被害者支援に関する各種資料の提供
- センターニュースの送付(年3回)

## 会員証



## バッジ



## 賛助会員・ご寄附(含：遺贈)を募集しています

賛助会員の年会費は1口1万円からで、寄附金は金額を問いません。皆さまの温かいご支援をお待ちしています。

スマートフォンからのご寄附ができます。  
⇒ 右の二次元コードからお入りください。



## スタッフだより

あまりに長く続いた去年の猛暑、12月の青森東方沖地震など様々な思いと共に、今年もまた新たなスタートの季節がめぐってきました。

先日、実家で飼っている犬に「お手」を覚えさせている時のことです。犬の言葉が理解できたらどんなにいいかと思いましたが、相手も私の言葉やジェスチャーを必死で理解しようと思っているかのような表情でした。何度もほめてあげながらようやくできるようになったら、なんだか心地よい信頼関係が生まれたような気がしました。何気ない飼い犬とのやり取りでしたが、お互いを理解しあうことで、よりよい関係性を築けると、ふと認識させられた体験でした。

被害者支援に携わっていると、コミュニケーションの大切さを常に感じさせられます。被害者一人ひとりの思いは様々ですが、できるだけその気持ちに寄り添い、言葉に耳を傾け、その人が求めている支援とは何かを理解することを心掛けたいと思います。

2026年には、2024年4月に成立した改正総合法律支援法に基づき、「犯罪被害者等支援弁護士制度」の本格的な運用が開始されます。運用が始まることにより、被害者の求める支援がさらに身近なものとなっていくよう願うばかりです。

センターニュース第78号 令和8年4月30日発行

編集・発行 公益社団法人被害者支援都民センター  
〒102-0075 東京都千代田区三番町1-5  
TEL 03-3222-9052 FAX 03-3222-9053

印刷 山浦印刷株式会社



Supported by  
**日本財団**  
THE NIPPON  
FOUNDATION

当センターの事業の一部は「預保納付金支援事業(担い手団体:日本財団)」の助成を受けて実施しています。

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。